

別表六の二（三） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(1) 令和3年改正前の措置法第68条の11第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の4第3項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15の5第3項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第3項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第3項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

(2) 令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年改正前措置法」といいます。）第68条の11第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の5第3項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の8第1項から第5項まで（法人税の額から控除され

る特別控除額の特例）（令和2年改正前措置法第68条の11第3項、第68条の13第2項又は第68条の15の5第3項に係る部分に限ります。）の規定

(3) 令和4年改正前の令和2年改正前措置法第68条の13第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

(4) 令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第25条の2第3項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第3項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第3項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年旧震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2年改正前措置法第68条の15の8第1項から第5項まで（令和2年旧震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項に係る部分に限ります。）の規定

(5) 平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

2 「調整前連結税額超過構成額2」の各欄には、別表六の二(三)「5」の金額が令和2年改正前措置法第68条の15の8第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載します。